

広島県障害者自立支援協議会
「相談支援・研修部会」
令和4年度報告

令和5年3月

もくじ

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| 第1 市町の相談支援体制整備に向けた当部会の取組 | 2 |
| 第2 市町の相談支援体制整備に向けた県の取組 | 3 |
| 第3 地域生活支援システムの整備推進に向けた取組 | 5 |
| 第4 相談支援従事者等の人材育成の方策 | 8 |
| 令和4年度広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会 委員名簿 | 12 |
| 令和4年度広島県相談支援従事者研修等ワーキンググループ 委員名簿 | 13 |

はじめに

本報告書は、広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「相談支援・研修部会」（以下「当部会」）における令和4年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

第1 市町の相談支援体制整備に向けた当部会の取組

1 付託事項

当部会への付託事項は、次の4項目である。

- (1) 市町の相談支援体制（市町協議会）の状況把握
- (2) 市町の相談支援体制（市町協議会）に対する支援方策の検討
- (3) 県相談支援アドバイザーの活用及び配置に係る検討
- (4) 相談支援従事者等の人材育成の方策検討

2 部会開催状況

| 開催日程 | 議題 |
|-----------|---|
| 令和4年5月23日 | 報告事項 ・令和4年度広島県相談支援従事者研修等の日程・実施方法等について 協議事項 ・部会長の選出について |
| 令和5年3月6日 | 協議事項 (1) 部会報告（相談支援体制整備）について (2) 部会報告（地域生活支援システムの整備）について (3) 部会報告（相談支援従事者等の人材育成）について (4) その他 |

第2 市町の相談支援体制整備に向けた県の取組

県は国事業である都道府県相談支援体制整備事業を利用し、市町からの派遣依頼に基づき相談支援アドバイザーを派遣することで、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備を推進している（広島県相談支援体制整備事業（アドバイザー派遣事業））。

1 アドバイザー派遣事業

◆令和4年度 県相談支援アドバイザー一覧

| 圏域名 | 氏名 | 所属 |
|------------------|---------|--|
| 広島圏域 〔広島南区域〕 | 原田 葉子 | 株式会社ダイキ 地域生活支援センターふれあい |
| 広島圏域 〔広島安芸区域〕 | 次郎垣内 友成 | 社会福祉法人柏学園 瀬野川学園障害児・者相談支援事業所 |
| 広島圏域 〔広島北区域〕 | 岡崎 慎治 | 社会福祉法人ひとは福祉会 生活支援センターもやい |
| 広島西圏域 | 一丸 善樹 | 社会福祉法人三矢会 広島市安佐南区障害者基幹相談支援センターリガーレ |
| 呉圏域 | 森木 聡人 | 社会福祉法人大乗福祉会 相談支援事業所フロントライン |
| 広島中央圏域 | 尾原 佑思 | 社会福祉法人爽裕会 地域生活支援センター「松賀苑」 |
| 尾三圏域 | 西川 浩司 | (社会福祉法人尾道のぞみ会) 尾道市こころサポート事業 ソーシャルワーカー |
| 福山・府中圏域 | 佐藤 圭 | 社会福祉法人一れつ会 相談支援事業所ほっと |
| 備北圏域 | 荒木 和美 | 社会福祉法人相扶会 相扶の郷居宅介護支援事業所 |

〔アドバイザーの業務内容〕

- ① 地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関すること
 - ② 地域で対応困難な事例に関すること
 - ③ 地域における専門的支援システムの整備に関すること
 - ④ 広域的課題の調整に関すること
 - ⑤ 相談支援従事者のスキルアップに関すること
 - ⑥ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の把握、改善及び開発に関すること
 - ⑦ その他、目的達成のために必要な事項に関すること
 - ⑧ 広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会の付託事項の遂行に係る助言、指導及び支援に関すること
 - ⑨ 県内の相談支援体制の整備及び相談支援従事者等の人材育成に係る助言、指導及び支援に関すること
- 等

2 令和4年度 アドバイザー派遣活動状況

6市町に対して、アドバイザーを計10回派遣し、地域生活支援拠点等の整備や相談支援従事者等のスキルアップについて助言を行った。

◆令和4年度 アドバイザー派遣状況一覧

| 派遣日 | 派遣先 | 支援内容 | 派遣AD |
|---------------|-------|---|------|
| 令和4年 7月11日 | 三次市 | ・地域で対応困難な事例に関する事 ・広域的課題の調整に関する事 | 岡崎AD |
| 7月27日 | 広島市 | ・委託相談支援事業者評価委員のスキルアップに関する事 | 一丸AD |
| 8月3日 | 世羅町 | ・地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関する事 | 森木AD |
| 10月4日 | 世羅町 | ・相談支援従事者等のスキルアップに関する事 ・地域で対応困難な事例に関する事 | 森木AD |
| 10月14日 | 広島市 | ・相談支援従事者等のスキルアップに関する事 ・虐待防止と権利擁護に関する事 | 森木AD |
| 10月20日 | 三原市 | ・虐待防止と権利擁護に関する事 | 西川AD |
| 10月27日 | 尾道市 | ・相談支援従事者等のスキルアップに関する事 ・地域で対応困難な事例に関する事 | 原田AD |
| 令和5年 2月10日 | 広島市 | ・相談支援従事者等のスキルアップに関する事 | 一丸AD |
| 2月22日 | 世羅町 | ・地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関する事 | 森木AD |
| 3月15日 | 大崎上島町 | ・相談支援従事者等のスキルアップに関する事 | 尾原AD |

3 今後の支援方策について

(1) アドバイザー派遣方針について

アドバイザー連絡会議において検討された支援方針をより明確に地域に根付かせるため、能動的にアドバイザーを派遣する仕組みを作り、運用しているところであり、引き続き、派遣先の選定方法について検討、確立するとともに、地域協議会の一層の活性化を目指したアドバイザーの派遣を行っていく。

(2) 市町の相談支援体制に対する支援

基幹相談支援センターを基盤とした重層的な相談支援体制が十分に発揮できるよう、各市町の協議会の取組状況や相談支援体制の現状を把握するとともに、相談支援専門員の必要数について把握、目標化し、アドバイザー派遣等において市町に対する支援を行う必要がある。

(3) 基幹相談支援センターの機能強化

地域における相談支援を効果的・効率的に実施するため、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制強化の取組や専門的な指導助言ができる人材を育成する等の機能強化をしていく必要がある。

(4) 地域相談支援に対する質の向上

対象者を地域の相談支援体制に結びつけるため、制度周知を行うとともに、地域に移行した利用者の体験談を伝えるほか、医療機関及び施設職員に対する制度周知や関係者間の情報共有の場について検討していく必要がある。

(5) 地域生活支援拠点の整備に向けた支援

地域生活支援拠点未整備市町に対して、アドバイザー派遣の活用を積極的に周知し、利用を促すことにより、各市町における整備に向けた課題や対応案について、アドバイザーの専門的見地を踏まえた検討がされるよう支援する必要がある。

第3 地域生活支援システムの整備推進に向けた取組

今後、地域では当事者の高齢化・重度化、当事者の親の高齢化、親なき後の問題、独居率の上昇、当事者のキーパーソン不在率の上昇等の深刻化が懸念される。これらの課題・問題に的確に対応し、また、市町の相談支援体制の強化も図るため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を有する「地域生活支援システム（※）の整備」を推進する必要がある。

※ 厚生労働省では、多様な地域連携のあり方を踏まえ「地域生活支援『拠点等の整備』」と呼称しているが、その趣旨が拠点の整備に留まらず、地域連携の極大化にあることから、本県ではその趣旨をより明確化するため、「地域生活支援『システムの整備』」とする。

1 今年度の取組

(1) 地域生活支援拠点未整備市町に対するヒアリング調査

令和5年3月現在で地域生活支援拠点が未整備である市町（計5市町：大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町）に対し、その整備に向けた取組の進捗状況や課題、必要な支援等に係る書面調査を行った。その後、書面調査の回答を基に、各市町に対してヒアリング調査を行い、整備の現状や課題を共有するとともに、各市町が定める整備期限までの取組に係る検討を行った。

2 今後の支援方策について

(1) 地域生活支援システムの整備について

令和5年3月現在、18市町30か所において、地域生活支援拠点等の整備が完了している。今後、全市町において地域生活支援システムの整備が完了するよう、引き続き、相談支援アドバイザーの派遣等による支援を行う。また、整備済市町についても、本事業の趣旨である地域連携の強化に向け、地域生活支援拠点等の運用状況の把握や、国と連携して他県状況等の情報提供を行う。

(2) 地域生活支援システムの整備に向けた協議会活動の活性化の推進

市町が各地域における地域生活支援システムの整備を進めていくにあたり、「相談支援体制の整備」、「障害福祉サービスの提供体制の整備」、「インフォーマルな社会資源も含めた支援体制の整備」等の推進が必要である。当部会は引き続き県と協力して、地域生活支援システムの整備に重要な役割を担う市町協議会の活性化を推進する。

具体的には、前項の支援を効率的に実施するため、障害保健福祉圏域毎に県相談支援アドバイザーを配置、派遣し、各圏域における地域生活支援システムの整備に向けた議論や取組が活性化するよう、地域生活支援システム整備の進捗状況や地域特性等について、適切に助言を行うなどの支援を実施する。

(3) 情報、連携拠点としての基幹相談支援センターの設置推進及び状況改善について

市町が各地域における地域生活支援システムの整備を進めていくにあたり、「情報、連携拠点」の設置の必要性が重要視され、それを担う機関として、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とされている「基幹相談支援センター」が注目されているが、県内では令和5年3月現在8市町15か所に設置されるにとどまっている。

また、既設の「基幹相談支援センター」は、市町が担う地域における基本相談に代わる一時受入窓口を担う機関として設置されている「委託相談支援事業所」及び計画相談を行う「特定相談支援事業所」の機能を併せ持っている場合が多い。このような場合、基本相談や計画相談に係る業務負担が重いため、基幹相談支援センターに求められる中核的な支援機能（委託相談支援事業所や特定相談支援事業所、市町協議会に対するスーパービジョン等）が十分に発揮できていないとの指摘がされている。

このため、引き続き、基幹相談支援センターの設置推進と状況改善のため、情報収集や好事例の紹介等を積極的に行っていくとともに、主任相談支援専門員養成研修の実施により、地域の相談支援体制の中核を担う主任相談支援専門員を確保する。

◆地域生活支援拠点等整備状況一覧

| | | | | |
|-----|-----------------|----------------|----------------|---------------|
| 広島市 | 中区 | 整備済(令和2年10月1日) | 庄原市 | 整備済(令和3年4月1日) |
| | 東区 | 調整中 | 大竹市 | 調整中 |
| | 南区 | 整備済み(令和4年7月1日) | 東広島市 | 整備済(平成31年3月) |
| | 西区 | 整備済(平成30年3月1日) | 廿日市市 | 整備済(平成30年10月) |
| | 安佐南区 | 調整中 | 安芸高田市 | 整備済(令和元年6月) |
| | 安佐北区 | 整備済(令和3年7月1日) | 江田島市 | 整備済(令和3年4月1日) |
| | 安芸区 | 整備済(令和元年10月1日) | 府中町 | 調整中 |
| | 佐伯区 | 整備済(令和2年10月1日) | 海田町 | 調整中 |
| 呉市 | 整備済(令和元年5月1日) | 熊野町 | 調整中 | |
| 竹原市 | 整備済(令和2年4月1日) | 坂町 | 調整中 | |
| 三原市 | 整備済(令和4年4月1日) | 安芸太田町 | 整備済(令和4年4月1日) | |
| 尾道市 | 整備済(令和3年3月31日) | 北広島町 | 整備済(令和3年6月1日) | |
| 福山市 | 整備済(令和2年3月31日) | 大崎上島町 | 整備済(令和4年3月31日) | |
| 府中市 | 整備済(令和2年12月15日) | 世羅町 | 整備済(令和3年3月) | |
| 三次市 | 整備済(令和3年1月) | 神石高原町 | 整備済(令和3年2月1日) | |

◆基幹相談支援センター一覧

| 市町名 | 基幹相談支援センター | 委託法人 |
|-------|-------------------------|---------------------|
| 広島市 | 中区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人 もみじ福祉会 |
| | 東区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人 交響 |
| | 南区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人 光清学園 |
| | 西区障害者基幹相談支援センター | 医療法人社団 更生会 |
| | 安佐南区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人 三矢会 |
| | 安佐北区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人 三篠会 |
| | 安芸区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人 柏学園 |
| | 佐伯区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人 三篠会 |
| 尾道市 | 尾道市障害者サポートセンターはな・はな | 市直営 |
| 福山市 | 福山市障がい者基幹相談支援センター | 福山市社会福祉協議会 |
| 大竹市 | 大竹市役所福祉課障害福祉係 | 市直営 |
| 東広島市 | 東広島市子育て・障害総合支援センターはあとふる | 市直営 |
| 廿日市市 | 廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ | 医療法人ハートフル |
| | | 社会福祉法人くさのみ福祉会 |
| | | 社会福祉法人桜虹会 |
| | | 一般社団法人広島学びのサポートセンター |
| 安芸高田市 | 安芸高田市障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人清風会 |
| 大崎上島町 | 地域生活支援センター Iらんど | 社会福祉法人大崎福祉会 |

第4 相談支援従事者等の人材育成の方策

1 令和4年度の開催状況

1 相談支援従事者研修

| 種類 | 会場 | | 日程 | 実績数 (演習グループ数) | | |
|------------------------|-------------|-------|----------------------|---------------------------------|----------|---------|
| 初任者研修 講義部分 (2日間) | 講義部分 | オンライン | 6月29日(水) 6月30日(木) | 609 (2日間:414名) (7日間:195名) | | |
| 初任者研修 演習部分 (5日間) | 演習 1・2日目 | 会場① | オンライン | 7月5日(火) 6日(水) | 123(24G) | |
| | | 会場② | オンライン | 7月12日(火) 13日(水) | 62(16G) | |
| | 演習 3日目 | 会場① | オンライン | 9月13日(火) | 185 | |
| | | 会場② | オンライン | 9月14日(水) | | |
| | 演習 4・5日目 | 会場① | オンライン | 11月15日(火) 16日(水) | | |
| | | 会場② | オンライン | 11月17日(木) 18日(金) | | |
| 現任研修 (4日間) | 演習1・2 日目 | 会場① | オンライン | 6月15日(水) 16日(木) | | 71(12G) |
| | | 会場② | オンライン | 6月22日(水) 23日(木) | | 70(12G) |
| | 演習 3日目 | 会場① | オンライン | 8月17日(水) | 141 | |
| | | 会場② | オンライン | 8月18日(木) | | |
| | 演習 4日目 | 会場① | オンライン | 11月8日(火) | | |
| | | 会場② | オンライン | 11月9日(水) | | |
| 主任研修 (5日間) | 1・2・3日目 | | オンライン | 1月10日(火) 11日(水) 12日(木) | | 53(9G) |
| | 4・5日目 | | オンライン | 1月24日(火) 25日(水) | | |

2 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

| 種類 | 会場 | | 日程 | 実績数 (演習グループ数) | |
|---------------|-------------|-------|---------------------|---------------------|----------|
| 基礎研修 (3日間) | 共通講義 1日 | | オンライン | 11月29日(火) | 517 |
| | 演習 1・2日目 | 会場① | オンライン | 12月7日(水) 8日(木) | 172(25G) |
| | | 会場② | オンライン | 12月14日(水) 15日(木) | 164(24G) |
| | | 会場③ | オンライン | 12月21日(水) 22日(木) | 178(27G) |
| 更新研修 (2日間) | 会場① | オンライン | 10月5日(水) 6日(木) | 551 | 194(27G) |
| | 会場② | オンライン | 10月12日(水) 13日(木) | | 191(28G) |
| | 会場③ | オンライン | 10月18日(火) 19日(水) | | 166(25G) |
| 実践研修 (2日間) | 会場① | オンライン | 2月7日(火) 8日(水) | 314 | 175(26G) |
| | 会場② | オンライン | 2月14日(火) 15日(水) | | 139(20G) |
| 専門別 研修 | — | オンライン | 1月26日(木) 27日(金) | 32(5G) | |

2 これまでの修了者数

(1) 相談支援従事者研修

| 年度 | 初任者研修 (1日間) | 初任者研修 (5日間) | 初任者研修 (7日間) | 現任研修 | 初任者研修 (2日間) (※1) | 主任相談支援 専門員研修 |
|------|----------------|----------------|----------------|-------|---------------------|-----------------|
| 18年度 | 308 | 271 | — | 27 | 135 | — |
| 19年度 | 112 | 296 | — | 21 | 107 | — |
| 20年度 | 41 | 255 | — | 22 | 40 | — |
| 21年度 | 廃止 | 289 | — | 24 | 57 | — |
| 22年度 | — | 208 | — | 36 | 43 | — |
| 23年度 | — | 347 | — | 114 | 85 | — |
| 24年度 | — | 352 | — | 123 | 80 | — |
| 25年度 | — | 333 | — | 136 | 135 | — |
| 26年度 | — | 382 | — | 134 | 251 | — |
| 27年度 | — | 370 | — | 179 | 289 | — |
| 28年度 | — | 302 | — | 167 | 238 | — |
| 29年度 | — | 323 | — | 204 | 207 | — |
| 30年度 | — | 314 | — | 203 | 285 | 3 (国実施) |
| R1年度 | — | 264 | — | 176 | 323 | 4 (国実施) |
| R2年度 | — | 廃止 | 241 | 中止 | 443 | 46 |
| R3年度 | — | — | 186 | 226 | 350 | 58 |
| R4年度 | — | — | 185 | 141 | 414 | 53 |
| 計 | 461 | 4,306 | 612 | 1,933 | 3,482 | 164 |

(※1) 2日間研修修了者には、5日間研修修了者を含まない。

(2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

| 年度 | 介護 | 地域生活 (身体) | 地域生活 (知・精) | 就労 | 児童発達支援管理責任者研修 (※2) | 基礎研修 | 更新研修 | 実践研修 |
|------|----------------|--------------|---------------|-------|--------------------|-------|-------|------|
| 18年度 | 63 | 9 | 68 | 62 | 15 | — | — | — |
| 19年度 | 156 | 12 | 108 | 111 | 14 | — | — | — |
| 20年度 | 116 | 8 | 67 | 102 | 22 | — | — | — |
| 21年度 | 136 | 7 | 71 | 95 | 26 | — | — | — |
| 22年度 | 100 | 10 | 60 | 76 | 44 | — | — | — |
| 23年度 | 144 | 13 | 102 | 138 | 79 | — | — | — |
| 24年度 | 102 | 6 | 102 | 115 | 90 | — | — | — |
| 25年度 | 134 | — | 80 | 113 | 111 | — | — | — |
| 26年度 | 104 | 6 | 84 | 135 | 148 | — | — | — |
| 27年度 | 143 | — | 93 | 173 | 206 | — | — | — |
| 28年度 | 133 | 9 | 75 | 185 | 205 | — | — | — |
| 29年度 | 140 | — | 81 | 179 | 207 | — | — | — |
| 30年度 | 137 | 5 | 81 | 168 | 208 | — | — | — |
| R1年度 | 分野を統合し基礎研修に一本化 | | | | | 553 | 356 | — |
| R2年度 | — | | | | | 546 | 中止 | — |
| R3年度 | — | | | | | 533 | 547 | 253 |
| R4年度 | — | | | | | 514 | 551 | 314 |
| 計 | 1,331 | 80 | 910 | 1,305 | 960 | 2,146 | 1,454 | 567 |

(※2) 平成23年度以前はサービス管理責任者研修 (児童分野)

4 各研修での課題と今後の取組みについて

各研修の実施状況から見えてきた課題と今後の取組みについては、次のとおりである。

(1) 相談支援従事者等研修について

ア 本県では、平成18年度から令和4年度までに延べ5,379人の初任者研修修了者を養成しており、これに現任研修や主任研修の受講状況を踏まえると、約2,700人が相談支援専門員の資格要件を満たす者として存在している。

イ 令和4年4月1日現在の本県の相談支援事業所において相談支援専門員として勤務している者のは延597人となっており、研修修了後に相談支援専門員として配置されている者は有資格者のうち約22%と推測される。

このような現状から、確実に実働できる相談支援専門員を養成し、確保する必要があるため、広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会において、今後の相談支援体制整備について、引き続き検討する必要があると考えられる。

ウ 令和元年度に厚生労働省告示により、相談支援従事者研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サビ児管」という。）研修のカリキュラムが改定された。新カリキュラムに基づき、各研修の検討会において研修内容を精査し、引き続きより質の高い研修を実施する。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度より、各研修とも全日程オンライン開催としている。令和5年度においても引き続きオンライン開催としたいと考えており、今後も円滑に研修を実施できるよう、各研修の検討委員及び研修業務受託者等と密に連携・協力し、より適切な運営方法を検討していく。

【参考】指定相談支援事業所及び相談支援専門員の数（H24～R4年度）

| 年度 | 指定特定 | 指定障害児 | 指定一般 | 相談支援専門員 |
|-----|------|-------|------|---------|
| H24 | 82所 | 59所 | 68所 | 235人 |
| H25 | 131所 | 91所 | 77所 | 267人 |
| H26 | 187所 | 118所 | 84所 | 379人 |
| H27 | 209所 | 139所 | 90所 | 415人 |
| H28 | 220所 | 138所 | 91所 | 472人 |
| H29 | 219所 | 138所 | 91所 | 463人 |
| H30 | 218所 | 141所 | 91所 | 516人 |
| R1 | 219所 | 150所 | 93所 | 488人 |
| R2 | 225所 | 154所 | 102所 | 561人 |
| R3 | 239所 | 165所 | 96所 | 605人 |
| R4 | 240所 | 169所 | 101所 | 597人 |

※厚生労働省調査「相談支援事業の実施状況等について」から抜粋

(2) 講師及び演習ファシリテーターの確保と戦略的な中核人材の育成

ア 受講者一人一人をきめ細かくフォローし、研修効果を高めるためには、演習ファシリテーターの人数を確保する必要がある。

イ 現在、各研修の演習ファシリテーターについては、グループワークの運営上適切な人材を配置する必要があることから、関係団体の協力を得て、確保しているところである。また、令和4年度から、相談支援従事者初任者研修及びサビ児管基礎研修については、ファシリテーターの確保人数を基に受講定員を設定し、研修の質を維持する取組を実施した。

なお、演習ファシリテーターについては、グループワークにおいて、講師の補助として研修の目的やポイントを踏まえた円滑なグループでの進行を行うことによって、受講者の理解促進や技術習得を図る必要があることから、高い倫理観と計画相談等、相談支援に係る一連のプロセスを熟知している等、適正な指導力を有する人材を求めている。

ウ 法定研修での演習の実施にあたって、科目のねらいやグループワークの進め方のポイントなどを、演習講師及び演習ファシリテーター全員が共有することは、演習を円滑に進行し、受講者の理解を深めることに効果があるため、演習ファシリテーターに対する事前レクチャーの場として、各研修実施前の「演習ファシリテーター研修」は今後も引き続き実施する。なお、ファシリテーター研修についてもオンラインで実施することから、ファシリテーターが理解しやすいような内容となるよう、各研修の検討会において検討を行う。

(3) その他

ア 「基礎知識（関係法令、用語など）」については、障害福祉サービス関係者にとって必要不可欠なものであり、一定レベルに達した者を修了者とする必要があるため、基礎知識習得の徹底をはかる。

イ 市町協議会については、質の向上や地域の社会資源開発・改善等の機能を有する場として活用できることから、市町に対し、障害福祉サービス事業等関係者が協議会に参画しやすい体制の構築や協議会の活動状況の周知等の取組に向けた支援を行う。

ウ 令和4年10月、16大都道府県障害福祉主管課長会議における要望事項をとりまとめ、国に対して、

- ・「相談支援従事者等研修のうち、サビ児管研修については、修了証及び修了者名簿を一本化するとともに、更新研修の受講に必要な実務年数について、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の双方の経験年数を通算できるように改正すること」
- ・「サビ児管更新研修と相談支援従事者現任研修について、受講に必要な実務年数の通算方法や、実務経験に満たないが現に業務についている場合の研修受講の可否など、相談支援専門員とサビ児管との取扱いに違いがあるため、平等性に配慮すること」
- ・「相談支援従事者研修やサビ児管研修においては、研修カリキュラムの拡充が行われ、その質の向上が図られた一方で、研修日数の増加により受講者や演習講師（ファシリテーター）等の研修関係者が通常業務を行えない日数も増加している。そのため、障害福祉サービス事業所等において代替職員の確保を行う必要性や、研修開催日に加算の算定ができない等の不利益が生じている。したがって、代替職員の確保等に係る経費の助成や法定研修への協力に係る加算を創設する等、演習講師が研修に参加することにより不利益の生じることの無いよう措置を講じること」

等の要望を行った。引き続き、相談支援体制の質の向上のため、必要に応じて国への要望を行う。

令和4年度 広島県障害者自立支援協議会
相談支援・研修部会委員名簿

(令和5年3月現在)

| 氏名 | 所属 |
|----------------|--------------------------------------|
| 加藤 俊典 【部会長】 | 社会福祉法人広賀会 障害者支援施設広賀園・松籟園 |
| 一丸 善樹 | 社会福祉法人三矢会 広島市安佐南区障害者基幹相談支援事業所リガーレ |
| 森木 聡人 | 社会福祉法人大乗福祉会 相談支援事業所フロントライン |
| 新本 祐子 | 医療法人社団和恒会 地域活動支援センターふたば |
| 吉元 一峰 | 広島県発達障害者支援センター |
| 井上 幸子 | 広島県高次脳機能センター |
| 上田 光司 | 廿日市市福祉保健部障害福祉課 |
| 久城 恭子 | 安芸高田市福祉保健部社会福祉課 |
| 玉木 昌裕 | 広島県教育委員会学びの变革推進部特別支援教育課 |
| 西丸 幸治 | 広島県健康福祉局障害者支援課 |
| 加川 伸 | 広島県健康福祉局障害者支援課 |

令和4年度相談支援従事者研修等ワーキンググループ委員等名簿

| 氏名 | 所属 |
|--------|-----------------|
| 城崎 高治 | 社会福祉法人ひとは福祉会 |
| 尾原 佑思 | 社会福祉法人爽裕会 |
| 一丸 善樹 | 社会福祉法人三矢会 |
| 森木 聡人 | 社会福祉法人大乗福祉会 |
| 清水 理絵 | 社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 |
| 原田 葉子 | 株式会社ダイキ |
| 村上 匡 | 特定非営利活動法人ティファール |
| 小林 香絵 | 株式会社サンクス |
| 中原 繁浩 | 社会福祉法人みどりの町 |
| 伊藤 恵一 | 医療法人せのがわ |
| 両徳 千恵里 | 社会福祉法人三矢会 |
| 大森 寛和 | 社会福祉法人つつじ |
| 藤岡 美恵 | 株式会社ライフアシスト |
| 高杉 宏 | 一般社団法人 LEAF |
| 神竹 志保 | 社会福祉法人虹の会 |
| 坪島 義治 | 社会福祉法人三篠会 |
| 古藤 歩 | 特定医療法人大慈会三原病院 |
| 谷口 健一 | 社会福祉法人松友福祉会 |
| 浅井 菜美 | 社会福祉法人みどりの町 |
| 研修実施機関 | 社会福祉法人尾道さつき会 |